

入札に関する注意事項【電子入札用】

芦屋市 総務部 総務室 契約検査課

- 1 入札及び契約については、芦屋市財務会計規則、芦屋市契約規則その他関係法令に従うものとする。また、入札参加者は、兵庫県電子入札共同運営システム芦屋市運用基準及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約を熟読し、その内容を承知して参加すること。
- 2 入札を希望しない場合には、入札書送信前に限り辞退することができる。
- 3 入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより入札辞退届を当該入札書提出締切日時までに送信すること。
- 4 入札書提出締切日時までに入札書の送信がなく、入札辞退届の送信もない場合、入札書提出締切日時の経過をもって失格とする。
- 5 建設工事の入札の際には、下記のことに留意して入札時に「工事費積算内訳書」（以下「内訳書」という。）を添付すること。添付がない場合は、入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額に対応した内訳書を添付すること。
 - (2) 添付する内訳書の様式については、電子入札システムからダウンロードしたものとする。ファイル名の末尾に入札参加者の名称を追記し、電子入札システムを利用し、送信すること。
 - (3) 「入札金額」と「積算金額」は同額とすること。「積算金額」が「入札金額」を上回る場合については、値引き等により処理し同額とすること。この場合（積算金額－値引等＝入札金額）の表示がわかるように作成すること。
 - (4) 「入札金額」が「積算金額」を上回る場合は無効となるため、内訳書の作成に当たっては十分注意すること。
 - (5) 添付のあった内訳書の内容について説明を求める場合があるため、積算に当たっては、電子入札システムからダウンロードした金抜き設計書を使用し、積算書全体を用意しておくこと。ただし、任意の様式でも、上記金抜き設計書の内容を具備したものであれば差し支えないものとする。
 - (6) 内訳書には、総計に含まれている材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を抜き出して明示すること。
- 6 電力需給の入札の際には、入札時に「入札書積算内訳書」（以下「内訳書」という。）を添付すること。添付がない場合は、入札に参加することはできない。なお、上記5(1)～(5)の留意事項を準用する。
- 7 入札書は、指定の期間内に電子入札システムにより送信すること。
- 8 入札金額は、下記のとおりで入力すること。
 - (1) 建設工事等の入札金額は、消費税及び地方消費税の相当額を抜いた金額とする。
 - (2) 電力需給の入札金額は、消費税及び地方消費税の相当額を含んだ金額とする。
- 9 入札参加者は、入札に関する注意事項、指導事項、仕様書、図面及び契約書案等を熟知の上、入札すること。これらの内容について疑義があるときは、関係職員の説明を求めること。入札後において、入札に関する注意事項、指導事項、仕様書、図面及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 10 芦屋市契約規則第11条又は次の各号に掲げる、いずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札通知書を受領しない者又は現場説明を受けない者のした入札
 - (2) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格未満の価格での入札
 - (3) 予定価格を超えた価格の入札
 - (4) 再度入札を行った場合において、当該入札前の入札における有効な入札のうち、最低入札価格以上の価格での入札
 - (5) 入札金額が積算金額を上回る価格での入札
- 11 再度入札を行う場合は、前回の入札において、入札に参加しなかった者又はこの入札に関する注意事項に反し無効の入札を行った者については、再度入札に参加することはできない。
- 12 入札者が連合し、又は不正不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができ

ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 13 入札書を送信後、入札金額の変更又は取消しはできない。ただし、入札書を送信した後に、特別の事由の発生により入札を辞退しようとする入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付締切日時までに、その理由を付して辞退申請書を送信し、本市の審査を受けること。審査の結果、承認又は却下について申請者に送信し、却下の場合には、既に提出された入札書は、引き続き有効なものとする。
- 14 指名通知書を受領した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。
- 15 無効な入札のみであった場合、入札を中止する。
- 16 落札者となるべき同一価格で入札した者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによるくじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじ引きを辞退することはできない。
- 17 落札決定後、契約締結までの間に、落札した者が芦屋市契約規則第2条各号による入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- 18 落札者は、契約書に記名押印して、落札決定の日から起算して5日以内にこれを提出しなければならない。契約書を提出しないときは、その落札は無効とする。

【市議会の議決】

- 1 工事又は製造の請負に関する契約については、予定価格が1億5,000万円以上の場合、不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いについては、予定価格2,000万円以上の場合、芦屋市契約規則第28条に規定する仮契約とし、市議会の議決を得たときに本契約と読み替える。
- 2 市議会において議決が得られないときは、仮契約は無効とする。
- 3 部分払いについての検査日は、本契約時に協議の上決定する。
- 4 仮契約締結後、市議会の議決を得るまでの間に、仮契約を締結した者が芦屋市契約規則第2条各号による入札の参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本契約は締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

【指 導 事 項】

- 1 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に参加すること。
- 2 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に参加すること。
- 3 下請業者の選定及び建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- 4 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないこととなっているため、これを遵守すること。また、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。
- 5 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないように努めること。
- 6 工事の施工に当たって、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。
- 7 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。